



消費生活サポーターだより No.65

令和6年8月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。いかがお過ごしでしょうか。今月は、「電話でお金詐欺（特殊詐欺）」の被害状況、詐欺の手口、対策等の情報を取り上げました。ご家族の方や周囲の方が被害に遭わないためにも、詐欺の手口、被害防止対策等を伝えていただけるよう、よろしくお願いします。

電話でお金詐欺（特殊詐欺）とは？

長野県では、令和4年4月より「特殊詐欺」を改め、「電話でお金詐欺」という名称を使用しています。これは、近年県内で発生した特殊詐欺被害のうち、ほとんどが自宅の固定電話にかかってきた電話をきっかけに被害にあっていることから、「電話でお金の話がでたら詐欺を疑う」ということをわかりやすく伝えるためです。

電話でお金詐欺はオレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他特殊詐欺に加え、令和2年から預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗を含めた10類型を総称しています。

電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害状況（令和6年1月から7月末・暫定値）

○累計認知件数 133件（前年同期比+22件） 注）架空料金請求詐欺が増加しています！

○累計被害額 約4億7,700万円（前年同期比+約1億334万円）（被害額1万円未満切り捨て）

注）1件当たり被害額358万円余（前年同期比+22万円）と高額です。

○被害者の傾向 年齢：65歳以上が全体の約5割を占め、年代別では60代が最多

男女別割合：女性約6割 > 男性約4割

（消費者庁イラスト集より）

7月中は警察官等をかたるオレオレ詐欺が急増！！



被害の傾向と手口

○前年同期比で増加している手口は架空料金請求詐欺が56件（+15件）、オレオレ詐欺が39件（+8件）、還付金詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺がそれぞれ+2件でした。

○7月中にはオレオレ詐欺が急増し、10件と手口別では最多の被害発生となりました。

内訳は自宅に犯人がお金を受け取りに来る現金手交型が3件、警察官や検察官等をかたり、事件関係のトラブルに巻き込まれているという名目で、お金を振り込ませる振込型が7件でした。振込型のうち5件は、犯人が国際電話番号を利用して被害者の携帯番号に架電し、被害に遭っている状況でした。

▶オレオレ詐欺：電話を利用して親族、会社の上司、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故やトラブルの示談金等を名目に、金銭を預貯金口座等に振り込ませたり、現金、キャッシュカードを宅配便や郵送などで送らせる、自宅や最寄り駅まで直接受け取りに来るなどの方法により金銭をだまし取る詐欺。

被害に遭わないための対策

犯人からの電話は自宅固定電話にかかってくるが多いため、以下の方法で犯人と直接会話をしないようにしましょう。その他に、事前に家族と合（愛）言葉を決めておき、日ごろから連絡を密することも被害を防ぐことに繋がります。

- ▶ 在宅中でも常時留守番電話に設定し、相手を確認してから電話に出るようにする。
- ▶ ナンバーディスプレイやナンバーリクエストの設定にし、電話番号非通知、知らない電話番号、国際電話番号の電話に出ないようにする。
- ▶ AI を活用した特殊詐欺対策サービスなどの防犯機能付き電話機や機器を活用する。

※詳細については、長野県ホームページをご覧ください。

○電話でお金詐欺（特殊詐欺）等

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/kurashi/bouhan/bouhantantou.html>



○特殊詐欺被害にあわないために実家の電話機に対策を

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/anzen/dennwataisaku.html>

リンク先 QR コード



知っておきたい役立つ情報

◎送りつけ商法に注意！

勧誘を断ったはずの商品が届いて後から請求を受けた、身に覚えのない商品が代引配達で届き料金を支払ってしまったなど、送りつけ商法に関する相談が寄せられています。

【相談事例】

母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近では電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否をしようか。

トラブルにあわないために

- ▶ 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- ▶ 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- ▶ 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- ▶ お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。すぐに最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

※特定商取引法の詳細については、消費者庁ホームページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/notice/index.html

添付資料

○長野県・長野県警察・長野県消費者被害防止対策推進会議「電話でお金詐欺は電話で撃退！」

リンク先 QR コード



長野県 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：宮坂
電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374
Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp
発行 長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もしかっち